現在、全世界的に新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を封じ込めるための極めて重要な局面にあって、引き続き徹底した感染予防・感染拡大抑止が求められている社会状況に鑑み、本年の当社株主総会については以下のとおりとさせていただきます。

・当社セミナールームにおいて当社役員のみで開催いたします。
・株主総会会場である当社セミナールームにはお入りいただけませんので、ご来場されないようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、議決権行使書又はインターネット等にて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

ARUHI

スマート招集

本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/7198/

第6回 定時株主総会

招集ご通知

日 時

2020年6月25日（木曜日）午前10時

会 場

東京都港区六本木1丁目6番1号
泉ガーデンタワー8階
当社セミナールーム

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役5名選任の件
第4号議案　監査役1名選任の件
第5号議案　補欠監査役1名選任の件
第6号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

アルヒ株式会社
証券コード: 7198

ARUHIは国内最大手※の住宅ローン専門金融機関です。

ARUHI

新しい生活は「ある日」始まります。

人生は「ある日」の積み重ねでできています。
そして、住宅を持つ日は、お客さまにとってかけがえのない「ある日」。

私たちARUHIは、さまざまなニーズにお応えする住宅ローン商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルにてご提案することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。

さらに、お客さまの新しい生活がより楽しく、充実したものとなるよう、理想の家探しや、日々の暮らしのコストを下げるサポートなど、ライフステージに合わせたサービスをご提供します。

新しい生活のはじまりから、ずっと寄り添うようにお付き合いさせていただく「住生活プロデュース企業」として、ARUHIはお客さまの豊かな住生活の実現を応援します。

※累積融資実行件数及び金額（株式会社 日本能率協会総合研究所調べ）

株主の皆様へ



代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO

浜田　宏

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第６回定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大にあたり、感染された方々の一日も早いご快復を祈念いたしますとともに感染拡大防止のために昼夜を問わず尽力されている多くの方々に心からの敬意を表します。

ARUHIは、全国154※1の店舗やインターネットを通じさまざまなニーズにお応えする住宅ローン商品をはじめ、理想の家探しのサポートから住宅購入後の暮らしのコストを下げるサポートまで、お客さまのライフステージに合わせ豊かな住生活の実現をお手伝いしています。また、AI※2、RPA※3などの先端技術を活用し、不動産事業者と個人のお客さま双方に利便性とスピードをご提供しています。

今後も、お客さま、不動産事業者、金融機関、消費者向けメーカーやサービス業者をつなぎ、さまざまなニーズをマッチングする、他にないプラットフォームの構築を目指していく所存です。

私たちは、住宅ローン専門金融機関のパイオニア・リーディングカンパニーとして、これからもスピード感を持ってイノベーション・チャレンジを続けます。株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

※1 2020年3月末現在

※2 人工知能（Artificial Intelligence）

※3 ロボットによる業務自動化技術（Robotic Process Automation）

株 主 各 位

証券コード: 7198
2020年6月4日

東京都港区六本木１丁目６番１号
アルヒ株式会社
代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO **浜田　宏**

第６回定時株主総会招集ご通知

拝　啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、外部専門家にも相談のうえ慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避け、また、さらなる感染拡大を防止するため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日にご来場されないようお願い申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当社役員のみで開催させていただきたく、株主様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、２０２０年６月２４日（水曜日）午後５時４５分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等による議決権の行使】

６ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認の上、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
② 連結計算書類の連結持分変動計算書及び連結注記表
③ 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

当社ホームページアドレス　https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。

1 日　　時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2 場　　所	東京都港区六本木１丁目６番１号 **泉ガーデンタワー ８階** **当社セミナールーム** **※前記のとおり、株主様と当社役職員の感染リスクを避け、さらなる感染拡大を防止するために、本株主総会を当社役員のみで開催させていただきたく、株主様はご来場されないようお願い申し上げます（当社セミナールームへはお入りいただけません）。**
3 目的事項	**（1）報告事項**　1. 第６期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第６期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 **（2）決議事項**　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役５名選任の件 第４号議案　監査役１名選任の件 第５号議案　補欠監査役１名選任の件 第６号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

1．株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）より、最新の発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
2．議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前の議決権行使に際しましては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
3．株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）に修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権行使には以下の２つの方法がございます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、第4号議案～第6号議案まで

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**

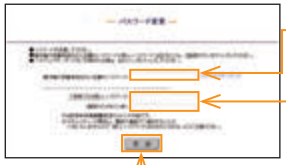
1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（受付時間　平日９：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合弁会社 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使のほか、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

（株主総会参考書類）

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社配当方針に基づき、以下のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金26円00銭 配当総額　915,036,434円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月26日

なお、当社の配当方針につきましては、以下のとおりとなります。

当社は、株主の皆様に対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROEを重視し適正なレバレッジを維持しながら、将来の企業価値向上に資する成長投資を充分に実施した上で、余剰資金については積極的な配当を行っていくことを基本方針としております。

現状、具体的には配当性向30～40％を目標としており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の配当等の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

第2号議案　　定款一部変更の件

（1）提案の理由
　当社及び当社グループの今後の事業展開の多様化に対応するとともに、当社グループの事業の現状により即した目的事項に整理するため、現行定款第２条（目 的）の全16項目を、変更案のとおり全21項目に整理・統合および追加等することにつき、ご承認いただきたく存じます。

（2）変更の内容
　変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むこと、及び当該事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより経営管理を行うことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 住宅ローンの貸付及び媒介	(1) 住宅ローンその他の金銭の貸付業務及び貸付の媒介業務
(2) 金銭貸付及び媒介業務	（削除）
(3) 割賦債権買取業務	(2) 割賦債権、売掛債権、手形債権その他の債権の買取業務
(4)　（条文省略）	(3)　（現行どおり）
(5) 売掛債権、手形の買取業務	（削除）
(6)　（条文省略）	(4)　（現行どおり）
(7) 情報の収集処理及び販売	(5) 情報の収集、処理及び販売
(8)　（条文省略）	(6)　（現行どおり）
(9)　（条文省略）	(7)　（現行どおり）
(10) 不動産の売買、賃貸及び仲介	（削除）
(11)　（条文省略）	(8)　（現行どおり）
(12)　（条文省略）	(9)　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(13) 総合リース業及びその代行業務	(10) リース業及びその代行業務
(14)　(条文省略)	(11)　(現行どおり)
(新　設)	(12) IT・情報に関する事業
(新　設)	(13) 有料職業紹介事業
(新　設)	(14) 各種契約に関する代理及び仲介
(新　設)	(15) 動産、不動産、知的財産その他の財産の売買、賃貸、仲介、保有、管理、許諾及びそれらの代理
(15) 前各号に関するコンサルティング業	(16) コンサルティング業
(新　設)	(17) 古物の売買及びその仲介に関する業務
(新　設)	(18) 債権管理若しくは債権回収に係る業務又は債権の管理事務の代行業務
(新　設)	(19) 前各号に関する受託業務
(新　設)	(20) 前各号の業務又は前各号に附帯若しくは関連する業務を営む事業者その他の団体の株式又は持分を所有することによる事業活動の支配管理
(16) 前各号に附帯する一切の業務	(21) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第３号議案　　取締役５名選任の件

第６回定時株主総会終結の時をもって、当社取締役 浜田宏氏、吉田恵一氏、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏が任期満了により退任となるため、以下の重任取締役５名を選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

候補者番号	氏名				当社における現在の地位	取締役会出席率
1	浜田　宏（はまだ　ひろし）	再任			代表取締役会長兼社長 CEO兼COO	100% (14/14)
2	吉田　恵一（よしだ　けいいち）	再任			代表取締役副社長	100% (14/14)
3	井手　登喜子（いで　ときこ）	再任	社外	独立	社外取締役	100% (14/14)
4	火浦　俊彦（ひうら　としひこ）	再任	社外	独立	社外取締役	92.8% (13/14)
5	大信田　博之（おおしだ　ひろゆき）	再任	社外	独立	社外取締役	90% (9/10)

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、社外取締役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。

・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

３．取締役会出席率は当事業年度に開催された取締役会の回数及び出席回数より算出しております。ただし、取締役大信田博之氏については、2019年7月1日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号

1

再　任



浜田（はまだ）　宏（ひろし）

（生年月日 1959年5月30日）

- 所有する当社の株式数　803,000株
- 取締役在任年数（本総会終結時）　5年1ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1982年　4月 山下新日本汽船株式会社（現株式会社商船三井）　入社
1987年　4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店
（現メットライフ生命保険株式会社）入社
1992年11月 米国クラーク・コンサルティング・グループ　入社
1995年　1月 デル・コンピュータ株式会社（現デル株式会社）　入社
2000年　8月 同社　代表取締役社長　米国本社副社長　就任
2006年　5月 株式会社リヴァンプ　入社　　代表パートナー　就任
2008年　4月 HOYA株式会社　入社　　執行役最高執行責任者　就任
2008年　6月 同社　取締役執行役最高執行責任者　就任
2011年11月 同社　取締役兼代表執行役最高執行責任者　就任
2014年　3月 コクヨ株式会社　社外取締役　就任（現任）
2015年　5月 旧アルヒ株式会社　入社　　代表取締役会長CEO　就任
2015年　5月 アルヒグループ株式会社（現当社）　代表取締役会長CEO　就任
2015年　9月 旧アルヒ株式会社　代表取締役会長兼社長CEO兼COO　就任
2015年　9月 アルヒグループ株式会社（現当社）　代表取締役会長兼社長CEO兼COO　就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

浜田宏氏は、コクヨ株式会社にて2014年3月より社外取締役を務めております。

▶ 取締役候補者とした理由

浜田宏氏は、現在当社グループの経営を牽引し、重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当社企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後もさらなる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

2

再　任



吉田恵一（よしだ　けいいち）

（生年月日 1954年8月26日）

- 所有する当社の株式数　15,000株
- 取締役在任年数（本総会終結時）　2年0ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1977年　4月 日本電気株式会社　入社
1999年　2月 コダック株式会社　入社
2000年　4月 アシストジャパン株式会社　入社
2002年10月 NECエレクトロニクス株式会社　入社
2004年11月 バンクテック・ジャパン（現プリマジェスト）株式会社　入社
2005年　3月 同社　取締役　就任
2008年　9月 NHテクノグラス（現AvanStrate）株式会社　入社　　CFO　就任
2013年　2月 ITX株式会社　入社
2013年　6月 同社　専務取締役　就任
2015年　6月 株式会社ジャパンディスプレイ　入社
2015年　7月 同社　執行役員CFO　就任
2017年　8月 アルヒ株式会社　入社　　執行役員CFO　就任
2018年　6月 同社　常務取締役CFO　就任
2019年　7月 同社　代表取締役副社長　就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

該当する事項はございません。

▶ 取締役候補者とした理由

吉田恵一氏は、現在、代表取締役副社長として、会社経営者としての豊富な経験と財務・会計に関する豊富な知見を活かし、当社経営戦略の実現に資するべく適切な役割を果たしており、今後、さらに当社の経営を牽引していくことが期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。

候補者番号

3

再　任

社　外

独　立



井手（い で） 登喜子（と き こ）

（生年月日 1958年4月16日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　2年11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月　日本ビクター株式会社　入社
1988年 4月　日本モトローラ株式会社　入社
1998年 6月　デル株式会社　入社
2005年 9月　バクスター株式会社　入社　　ファイナンス・ヴァイスプレジデント　就任
2012年 7月　株式会社アサイアン　入社　　最高財務責任者　就任
2014年 4月　NEW Asurion Asia Pacific Japan合同会社　入社
（現アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社）最高財務責任者　就任
2016年 8月　アシュリオン・ジャパン株式会社　代表取締役社長　就任
2017年 7月　アルヒ株式会社　社外取締役　就任（現任）
2018年 8月　アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社　顧問　就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

井手登喜子氏は、アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社の顧問であります。

▶ 社外取締役候補者とした理由

井手登喜子氏は、経営者として、また、財務責任者としての豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行い、当社の成長のために必要な役割を果たしていると考えられることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

4

再　任

社　外

独　立



火浦俊彦（ひうらとしひこ）

（生年月日 1959年10月1日）

- 所有する当社の株式数　0株
- 取締役在任年数（本総会終結時）　2年11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1983年 4月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）　入行
1986年 2月　ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド　入社
1997年 1月　同社　パートナー　就任
2008年 1月　同社　代表パートナー　就任
2014年 4月　同社　会長　就任
2017年 7月　同社　アドバイザリーパートナー　就任（現任）
2017年 7月　アルヒ株式会社　社外取締役　就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

火浦俊彦氏は、ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッドのアドバイザリーパートナーであります。なお、同氏が所属していた株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）は、当社の主要な借入先の一つでありますが、退職から30年以上の年数が経過していることから、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断するものです。

▶ 社外取締役候補者とした理由

火浦俊彦氏は、経営者及び経営コンサルタントとしての豊富な知見に基づき、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行い、当社の成長のために必要な役割を果たしていると考えられることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

候補者番号

5

再　任

社　外

独　立



大信田　博之（おおしだ　ひろゆき）

（生年月日 1957年6月5日）

▶ 所有する当社の株式数　0株

▶ 取締役在任年数（本総会終結時）　11ヶ月

▶ 略歴並びに当社における地位及び担当

1981年 4月　株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）　入行
1998年 7月　KPMGグローバルソリューション株式会社　入社
1999年 7月　同社　ディレクター　就任
2000年 2月　KPMGビジネスアドバイザリーLLC　入社
2000年 7月　同社　東京支店　パートナー兼支店長　就任
2003年 8月　株式会社KPMG FAS 代表取締役パートナー　就任
2006年 9月　金沢工業大学虎ノ門大学院 客員教授　就任
2019年 7月　アルヒ株式会社 社外取締役　就任（現任）
2019年 7月　株式会社ギガプライズ 社外取締役　就任（現任）
2019年11月　株式会社SFM 社外取締役　就任（現任）
2019年12月　ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役　就任（現任）

▶ 重要な兼職の状況

大信田博之氏は、株式会社ギガプライズ及び株式会社SFMの社外取締役であり、また、ジャパンベストレスキューシステム株式会社の社外監査役であります。

▶ 社外取締役候補者とした理由

大信田博之氏は、経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見に基づき、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行い、当社の成長のために必要な役割を果たしていると考えられることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。

第４号議案　　監査役１名選任の件

第６回定時株主総会終結の時をもって、当社監査役穴田卓司氏が辞任するため、新たに以下の新任社外監査役１名を選任することにつき、ご承認いただきたく存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

新　任
社　外
独　立



上野（うえの）　光正（みつまさ）

（生年月日 1952年11月9日）

- 所有する当社の株式数　0株
- 監査役在任年数（本総会終結時）　－

略歴

1978年10月　昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）　入所
1995年 5月　同　パートナー　就任
2008年10月　同　常務理事　就任
2009年 7月　アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（現EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社）　入社
同　代表取締役兼COO　就任
2012年 6月　兼松グランクス株式会社　監査役　就任
2015年 6月　株式会社富士通ビー・エス・シー　監査等委員たる取締役　就任
2015年 6月　ソフトバンク・テクノロジー株式会社（現SBテクノロジー株式会社）　入社
同　常勤監査役　就任（現任）
2016年 2月　特定非営利活動法人国連UNHCR協会　監事（現任）

重要な兼職の状況

上野光正氏は、SBテクノロジー株式会社の常勤監査役及び特定非営利活動法人国連UNHCR協会の監事であります。

社外監査役候補者とした理由

上野光正氏は、公認会計士として財務・会計に関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能の実効性の向上、監査機能の強化を中心に、専門的な見地からの助言を得ることが期待できるため、新たに社外監査役候補者としたものであります。

新　任　新任監査役候補者　　社　外　社外監査役候補者　　独　立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、上野光正氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

第５号議案　　補欠監査役１名選任の件

監査役が法令若しくは定款に定める員数を欠くことになる場合、又は、常勤社外監査役　原田裕司氏が欠けた場合に備え、以下の候補者１名を補欠としての監査役に選任することにつき、あらかじめご承認いただきたく存じます。

なお、本選任の効力は次期定時株主総会開始の時までとなりますが、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその承認を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

井上（いのうえ）　明大（あきひろ）　（生年月日 1966年12月14日）

▶ 所有する当社の株式数　　47,100株

▶ **略歴**

1990年 4月　三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）　入行
2000年 3月　ソフトバンク・ファイナンス株式会社　入社
2005年 7月　SBIホールディングス株式会社　入社
2006年 4月　株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社　入社
2007年 9月　住信SBIネット銀行株式会社　取締役　就任
2009年 6月　SBIモーゲージ株式会社（現アルヒ株式会社）　入社
2018年 7月　同　内部監査部長　就任（現任）

▶ **重要な兼職の状況**

該当する事項はございません。

▶ **補欠としての監査役候補者とした理由**

井上明大氏は、現在、当社内部監査部長として、内部統制及び当社事業に関する豊富な知見を活かし、当社の監査機能の実効性の向上に資するべく適切な役割を果たしており、今後、当社の監査機能強化の実現をさらに牽引していくことが期待できるため、補欠としての監査役候補者としたものであります。

（注）1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．当社は、監査役全員との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に規定される金額の合計を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。そのため、井上明大氏が監査役に就任する際には、同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、契約の概要は以下のとおりとなります。
・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

第6号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年６月14日開催の第３回定時株主総会において、年額５億円以内とご承認いただいております。今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除き以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。当該報酬を支給することにつき、ご承認いただきたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額１億円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役３名）でありますが、第３号議案「取締役５名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は５名（うち社外取締役３名）、本議案の対象となる取締役は２名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年５万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）当社は、本議案について株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社の取締役を兼務しない執行役員に対して、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定であります。

以　上

事業報告（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、世界経済における米中貿易摩擦問題などの影響に加え、新型コロナウイルスの感染症の影響により、原油市場・金融市場の不安定さが増大しており、景気は足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にあります。

当社グループが属する住宅関連業界におきましては、政府による各種住宅取得支援策の拡大などがあったものの、消費税増税後の反動により新設住宅着工戸数は緩やかに減少しており、先行きについても、感染症の影響による厳しい状況が続き、当面、弱含みで推移していくと見込まれております。

このような状況のもと、当社グループは、提供商品の多様化を進めることでお客さまの幅広いニーズにお応えするとともに、RPAなどのテクノロジーを活用することで住宅ローン手続の迅速化を実現するなど、顧客価値の向上に積極的な取り組みを継続しております。その結果、当連結会計年度の当社グループの新規融資実行件数は、前年同期比較で7.7%の増加となりました。主な要因は、前連結会計年度後半から成長が顕著となっている当社独自の商品である「ARUHIスーパーフラット」の販売が好調に推移したことに加え、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の影響により、特に当会計年度の前半に融資実行件数の伸長が大きかったことなどによるものです。

営業収益については、融資実行業務では、新規融資実行件数が伸長したことによりオリジネーション・フィー売上が8.5%増加となりました。また、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」が好調であることなどからファイナンス業務売上が18.7%増加し、結果、当連結会計年度の営業収益は26,202百万円（前連結会計年度比9.9%増）となりました。一方、中長期成長に向けた人材の確保、積極的なプロモーション活動などの戦略的な費用が増加したことにより費用は増加しましたが、税引前利益は7,315百万円と（同16.8%増）となりました。当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は4,972百万円（同15.3%増）となりました。

以上により、当社グループの当連結会計年度の営業収益は以下のとおりとなりました。

（単位：百万円）

営業収益内訳	前連結会計年度 （自　2018年４月１日 至　2019年３月31日）	当連結会計年度 （自　2019年４月１日 至　2020年３月31日）	前連結会計年度比
融資実行業務	12,955	14,061	108.5%
債権管理回収業務	2,850	2,196	77.0%
保険関連収益	1,201	1,700	141.5%
ファイナンス業務	6,623	7,859	118.7%
その他業務	213	384	180.0%
合計	23,844	26,202	109.9%

（注）**1.融資実行業務**：当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出）、主な費用はFC（フランチャイズ）運営法人へ支払う支払手数料（オリジネーション・フィー売上の約50%）です。

2.債権管理回収業務：当社は、当社が実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収業務を受託しております。当業務における主な収入は当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上です。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。

3.保険関連収益：当社は住宅ローンの販売に際して、保険会社からの業務委託を受けて、保険代理店としての業務を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上です。

4.ファイナンス業務：当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っております。また、融資実行後、債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っております。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの）及び当社で保有している貸付債権から発生する利息収入です。

5.その他業務：その他業務の主な売上の内容は、FC運営法人に対するシステム利用料です。

（ご参考）業績ハイライト

▶営業収益

26,202百万円

前連結会計年度比 **9.9** %増

▶税引前利益

7,315百万円

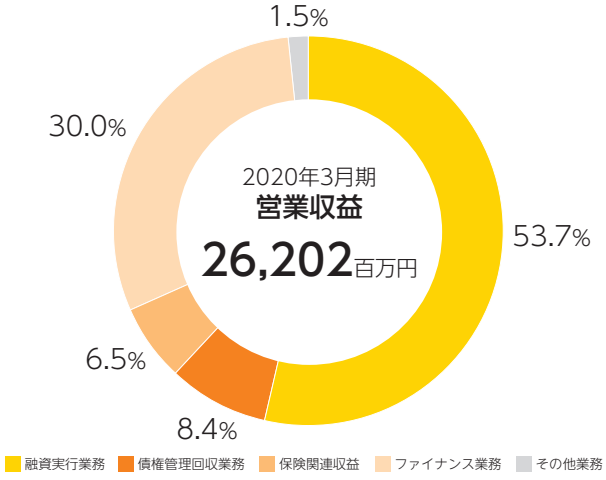
前連結会計年度比 **16.8** %増

▶当期利益

4,972百万円

前連結会計年度比 **15.3** %増

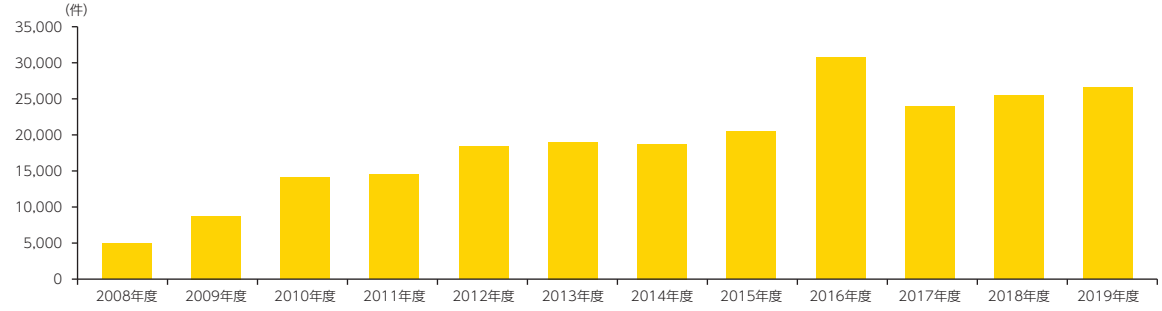
▶業務別営業収益構成比



▶ARUHIにおける融資実行件数の推移（住宅ローン商品及び投資用マンションローンの合計件数）

年間20兆円※（新規貸出額）という巨大な住宅ローン市場において、外部環境にも大きく左右されず、融資実行件数は成長を実現しております。

※出典 住宅金融支援機構



（2）資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、短期社債24,000百万円を発行しました。当該社債の年度末時点の残高は4,000百万円であります。その結果、当連結会計年度末における長期借入金は16,404百万円、短期借入金は41,000百万円となっております。その他、増資等による資金調達は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、823百万円であります。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに、支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

（3）主要な借入先及び借入額　（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

借 入 先	借入残高
株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行ほか5社	13,563

（注）本件は株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとするシンジケートローンであります。

（4）財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	2017年3月期 第３期	2018年3月期 第４期	2019年3月期 第５期	2020年3月期 第６期
営業収益	21,472	20,433	23,844	26,202
税引前利益	4,864	5,199	6,264	7,315
当期利益	3,227	4,769	4,312	4,972
親会社の所有者に帰属する当期利益	3,227	4,769	4,312	4,972
当期包括利益	3,227	4,769	4,312	4,972
基本的１株当たり当期利益	91円94銭	134円18銭	120円60銭	141円45銭
希薄化後１株当たり当期利益	91円01銭	131円80銭	117円21銭	138円65銭
資産合計	87,230	84,295	99,398	132,585
資本合計	20,659	21,343	23,853	26,634
親会社の所有者に帰属する持分	20,659	21,343	23,853	26,634
親会社所有者帰属持分比率	23.7%	25.3%	24.0%	20.1%
１株当たり親会社所有者帰属持分	588円36銭	598円52銭	675円23銭	756円79銭

（注）1. 当社は、第４期より会社計算規則第120条第１項の規定により国際会計基準に基づいて連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第３期の国際会計基準に基づいた諸数値もあわせて記載しております。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表記しております。
3. 当社は、2017年10月13日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、第３期（2017年３月期）期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的１株当たり当期利益、希薄化後１株当たり当期利益及び１株当たり親会社所有者帰属持分を算出しております。

（5）主要な事業内容　（2020年3月31日現在）

当社は、住宅ローン事業を主要事業としております。その主な内容は以下のとおりです。

①経営の基本方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。そしてお客さまにとって住宅を持つ日こそ、かけがえのない「ある日」。日本初のモーゲージバンクとして創業した当社グループは、住宅ローン専門金融機関のパイオニアとして、さまざまなニーズにお応えする住宅ローン商品を、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルにてご提案することで、お客さまの大切な「ある日」が最高のものとなるようにお手伝いします。さらに、お客さまの新しい生活がより楽しく、充実したものとなるよう、理想の家探しや、日々の暮らしのコストを下げるサポートなど、ライフステージに合わせたサービスをご提供します。新しい生活のはじまりから、ずっと寄り添うようにお付き合いさせていただく「住生活プロデュース企業」として、当社はお客さまの豊かな住生活の実現を応援します。そのために、当社グループは、「お客さまの満足の追求」を大切にし、企業価値の向上に努めております。住宅ローン専門金融機関のリーディングカンパニーとして、スピード感を持ってイノベーション・チャレンジを続けることに今後も引き続き取り組んでまいります。また、これらの取り組みを支えるチームワークと、風通しの良いカルチャーを一層促進するために、尊敬と感謝の気持ちを重んじて、確実性・持続性のある企業体制の構築に努めております。

②全社戦略

当社グループは経営の基本方針に基づき、お客さまや不動産事業者にご満足いただける商品やサービスの拡充に努めております。多様な商品、多様なチャネル、テクノロジーを駆使したサービスを活かした住宅ローンを核に、お客さまとの長期にわたる関係を活かし、お客さまと金融機関、不動産事業者、消費者向けメーカーやサービス業者の住まいと暮らしに関するあらゆるニーズをマッチングするためのプラットフォームの構築を目指しております。

また、住宅ローンのサービスを提供するにあたっては、お客さまのニーズに応えるため迅速でタイムリーなオペレーションを重視するとともに、住宅ローンの実行から発生する信用リスクや金利リスクを極力回避するため、基本的にローン資産を継続して保有しない方針としており、ローン資産の流動化を積極的に行っています。

これらの戦略をとることにより、住宅ローン市場ならびに周辺のサービス事業における市場ポジションを拡大し、収益性とリスク抑制に関しバランスのとれた成長をめざすこととしております。

③目標とする経営指標

当社グループは、利益ある成長を経営目標とし、営業収益及び親会社の所有者に帰属する当期利益、税引前利益、及び新規住宅ローン融資実行件数を重視しております。

（6）主要な営業所及び従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 主要な営業所

事務所

六本木本社	東京都港区

営業所

ARUHI札幌支店	北海道札幌市中央区
ARUHI仙台支店	宮城県仙台市青葉区
ARUHI銀座支店	東京都中央区
ARUHI東京ローンセンター	東京都千代田区
ARUHI池袋支店	東京都豊島区
ARUHI横浜ランドマークタワー支店	神奈川県横浜市西区
ARUHIたまプラーザ支店	神奈川県横浜市青葉区
ARUHI名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
ARUHI大阪支店	大阪府大阪市中央区
ARUHI広島支店	広島県広島市中区
ARUHI福岡支店	福岡県福岡市博多区
ARUHI鹿児島支店	鹿児島県鹿児島市

② 従業員の状況

従業員数　：400名（前連結会計年度末比73名増）

（注）従業員数には、アルバイト、派遣社員、契約社員及び業務委託社員は含めておりません。

（7）子会社の状況

当社は子会社としてアルヒマーケティング株式会社、アルヒＲＰＡソリューションズ株式会社、アルヒキャリア株式会社、及びアルヒ不動産テクノロジーズ株式会社（いずれも当社の議決権比率100％）を保有しています。

当該子会社に関する事項は以下のとおりです。

名称	住所	資本金	主な事業内容
アルヒマーケティング株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,000万円	広告事業 情報通信事業
アルヒＲＰＡソリューションズ株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	1,500万円	事務受託事業
アルヒキャリア株式会社	東京都港区六本木一丁目７番27号	1,000万円	有料職業紹介事業
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	東京都目黒区上目黒一丁目26番１号	1,000万円	不動産仲介事業

（注）2019年11月11日に、アルヒキャリア株式会社及びアルヒ不動産テクノロジーズ株式会社を設立いたしました。

当社は、子会社と取引をするに際しては、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定をしております。

また、子会社との取引に際しては、必要に応じ事前に取締役会において議論を経た上で、当該取引の実施の可否を決定しております。

（8）対処すべき課題

当面の当社グループが属する住宅関連業界におきましては、政府による各種住宅取得支援策の拡大などがあるものの、消費税増税後の反動により新設住宅着工戸数は緩やかに減少しており、さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により景気の動向が極めて不透明になっている状況のなか、住宅ローンの需要についても減少することが懸念されています。

一方で、やや中期的には、地方から大都市圏への人口流入、ライフステージ・ライフスタイルに合わせたマイホームの買い替え、単身世帯の増加等を背景とした住宅需要の活性化が予想され、また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等、住宅ローン市場において引き続き成長が見込める領域（潜在マーケット）が存在すると想定され、当社の中核ビジネスである住宅ローン市場を取り巻く環境には多くのビジネス機会があるものと考えられます。

上記を踏まえたうえで、複数の切り口から対処すべき課題について以下記載いたします。

① 競合他社の状況と商品ラインアップ

日本銀行によるマイナス金利政策や変動金利型住宅ローン金利引き下げ競争の激化を背景として、住宅ローンによる利息収益が期待しにくい環境が続き、銀行をはじめとする民間金融機関の住宅ローン事業の縮小・撤退が報じられておりますが、変動金利商品を提供する大小の銀行は、依然として全住宅ローンの80%を超える市場を占有しており、特にインターネット専業銀行は住宅ローンの商品性・サービスの強化を推し進め、銀行のなかではポジションを拡大しつつある状況にあります。

当社グループは、住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品で、従来から提供する「ARUHIフラット３５」（【フラット３５買取型】）に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（【フラット３５保証型】）を数年前から市場に投入・拡大することにより、全期間固定金利市場の拡大を図っております。「ARUHIスーパーフラット」シリーズは全体の実行件数を押し上げる原動力となっており、2020年３月期の【フラット３５】の実行件数（借り換えを含む）シェアは28%となり、10年連続で第1位となりました。さらに、銀行代理商品やオリジナル変動金利商品等の変動金利商品の導入・拡充により、市場規模の大きなセグメントに参入し、住宅ローン事業のさらなる拡大を図っております。今後は、お客さまの属性やニーズの違いを的確に分析・判断し、最適な商品を開発することに加え、新たな顧客層や不動産事業者等への営業基盤強化等が課題であると認識しております。

② 販売チャネル

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業やWebチャネルなど、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。今後も、全国に展開されるリアルチャネルとWebチャネルの融合を推進することで、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでまいります。

一方、FC店舗網の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保と雇用の拡大、能力向上とコンプライアンス体制の強化が課題であると認識しております。従って、FC運営法人の指導サポート体制の強化、新規出店及び新規店舗の早期育成、許認可事業の全社横断的管理、継続的な臨店監査の実施等に積極的に取り組むべく専門部署を設置し、引き続き販売体制及びコンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

③ オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR（Optical Character Recognition）やRPA（Robotic Process Automation）、AI（Artificial Intelligence、以下同様）等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と事務効率の向上への取り組みを加速させております。また、不正に利用される疑いのある住宅ローンの申込みを瞬時に検知するAIを活用したリスク管理システム「ARUHI ホークアイ1.0」を導入し、イノベーションを通じたさらなる企業価値の向上に努めております。今後も引き続き当社グループ独自の先進的なテクノロジーを活用し、住宅ローン業務の自動化・ペーパーレス化等を通じた更なる事務処理能力、精度の向上及び事務コストの削減に取り組んでまいります。イノベーション・チャレンジを継続することが当社の責務かつ課題であると認識しております。

また、当社グループは、事務コストを削減したい、煩雑な事務作業を外注したい、といった銀行等の民間金融機関からのご要望にお応えすべく、今後もさまざまな金融機関との協議を進めてまいります。従来コストセンターであった住宅ローン事務のプロフィットセンター化を実現することで、事務受託事業の拡大を目指しております。

④ サステナビリティ

サステナビリティの方向性

当社グループは、住生活プロデュース企業として、住宅ローンを中心としたさまざまな商品・サービスを提供することで、多くの人が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指しています。また、お客さま・ビジネスパートナー・地域社会などのみなさまの期待・要請に応え、高い倫理観のもとに住まいと暮らしをサポートするさまざまな事業を開発・推進することで、社会的課題の解決と持続的な企業価値の向上を図っております。

コンプライアンスファースト

当社グループは「コンプライアンスファースト」のスローガンを掲げ、テクノロジーの活用やオペレーションの改善を通じ、ルールに沿った適切な運営を行えるよう体制を整えております。FC店を含めたこれらの取り組みは継続して強化していくことが重要と認識しており、FC店を含む営業部門・オペレーション部門など第一線の社員に対しコンプライアンス重視の徹底を教育・研修などを通じて浸透させるとともに、コンプライアンス部門・監査部門の継続的な体制強化が課題と認識しております。

カスタマーファースト

当社グループはお客さまの満足度向上についても最も重要な経営課題の一つであると考えております。当社の考える「お客さま」とは、メインビジネスである住宅ローンにおける資金需要者だけでなく、ビジネスパートナー、地域社会、従業員等を含むさまざまな方であると定義しています。全社をあげて顧客満足への取り組みを行うため、社内のすべての会議体・すべての部署に対してお客さま満足に関する提言を行うCSD（カスタマー・サティスファクション・ディレクター）を設置し、「カスタマーファースト」をスローガンの1つとして、全社的な顧客満足への取り組みを行っております。

環境

環境への取り組みにおいては、「良いものを受け継ぎ長く使う、循環型社会の構築に貢献する」「地球環境に配慮した、良質な住宅の普及を促進する」との考え方をベースに企業活動を行っており、当該考え方に基づいたグリーンRMBSを発行しています。グリーンRMBSの裏付け資産は、省エネルギー性能の高い住宅に対するローンである【フラット３５】Sのうち適格基準を満たすものを選定しており、省エネルギー性に優れた住宅の普及促進に貢献しております。こうしたグリーンRMBSの発行は、日本初の取り組みとなるもので今後も金融機関として環境負荷を減らす取り組みに努めてまいります。

地域貢献

地域活性への取り組みにおいては、「本当に住みやすい街大賞」の選定を行っております。当社グループは住宅ローン事業で得られた膨大なデータを元に、あこがれやイメージではなく「実際にその地域で生活する」という視点から、住環境・交通利便・教育環境・コストパフォーマンス・発展性の5つの基準について、住宅や不動産の専門家が参画する選定委員会によって、公平な審査のもとに毎年「本当に住みやすい街」を選定しランキングを発表しています。主要な地域別に公表しているこのランキングはTV、雑誌、インターネットなどの多くのメディアに取り上げられ話題となっており、選出された街の商店街の看板やWebサイトなどにランキングを利用していただくことで、街のPRを後押ししております。また、選定された街と連携し地域活性化に向けた取り組みを行うことで、街の持続的な発展に貢献しております。

⑤ 内部管理体制及び経営管理体制の強化

コンプライアンスファーストの実践として、コンプライアンス意識の更なる向上と法令遵守体制の一層の強化が必要であり、許認可事業を全社横断的に管理する組織を設置するとともに、FC店舗を含む営業店舗の検査指導体制の強化や内部監査担当部署との情報連携・牽制体制の構築により、内部管理体制強化に継続的に取り組んでおります。

また、ガバナンス体制の見直し、ERM（統合リスクマネジメント）の導入、管理会計システムの強化等、経営管理体制の強化にも継続的に取り組んでおります。内部管理体制及び経営管理体制の強化は当社が継続的に取り組むべき課題であると認識しております。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しております。この認識に基づき、当社は、ROEを重視し適正なレバレッジを維持しながら、将来の企業価値向上に資する成長投資を充分に実施した上で、余剰資金については積極的な配当を行っていくことを基本方針としております。

現状、具体的には配当性向30～40％を目標としており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、剰余金の処分として配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

3 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 : 140,000,000株 (普通株式)

(2) 発行済株式の総数 : 普通株式　35,193,709株 (自己株式886,891株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 : 6,939名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,024	17.11%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,271	12.13%
J.P.MORGAN CHASE BANK 385632	1,538	4.37%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE	1,068	3.03%
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	952	2.70%
JP MORGAN CHASE BANK 385174	906	2.57%
浜田　宏	803	2.28%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	638	1.81%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	547	1.55%
大田　宜明	497	1.41%

(注) 1. 当社は自己株式を886,891株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

（1）当社の会社役員に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
浜　田　　宏	代表取締役 会長兼社長 CEO兼COO	コクヨ株式会社社外取締役
吉　田　恵　一	代表取締役 副社長	該当する事項はございません。
井　手　登喜子	取締役（社外・独立）	アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 顧問
火　浦　俊　彦	取締役（社外・独立）	ベイン・アンド・カンパニー・ジャパン・ インコーポレイテッド アドバイザリーパートナー
大信田　博　之	取締役（社外・独立）	株式会社ギガプライズ　社外取締役 株式会社SFM　社外取締役 ジャパンベストレスキューシステム株式会社 社外監査役
原　田　裕　司	常勤監査役 （社外・独立）	日本ケミファ株式会社　社外取締役
穴　田　卓　司	監査役	佐藤総合法律事務所　公認会計士
今　村　　誠	監査役（社外・独立）	潮見坂綜合法律事務所　パートナー弁護士
中　野　　竹司	監査役（社外・独立）	奥・片山・佐藤法律事務所　パートナー弁護士

（注）1. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には記載すべき取引関係その他の関係はございません。
2. 当事業年度中に退任等した取締役及び監査役は次のとおりです。
常務取締役 細野恭史（2019年6月25日開催第5回定時株主総会の終結の時をもって退任）
取締役 山田和広（2019年6月25日開催第5回定時株主総会の終結の時をもって退任）
監査役 藤波光雄（2019年6月25日開催第5回定時株主総会の終結の時をもって辞任）
3. 地位及び担当に「独立」と記載のある役員は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
4. 監査役 原田裕司氏は、経営者としての豊富な経験と財務及び会計に関する豊富な知見を有しております。また、監査役 穴田卓司氏は公認会計士として経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を、監査役 今村誠氏は弁護士として法令を中心とした高度な専門知識を、監査役 中野竹司氏は、公認会計士及び弁護士として財務及び会計並びに法令に関する高度な専門知識を、それぞれ有しております。

（2）当事業年度に係る役員の報酬等の総額

（単位：千円）

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	6名 (3名)	302,051 (22,500)
監査役 （うち社外監査役）	5名 (4名)	35,250 (29,250)
計	11名 (7名)	337,301 (51,750)

（注）1.役員各個の報酬額については、取締役会の諮問機関である人事報酬委員会においてその決定をしております。
2.2019年6月25日開催第５回定時株主総会の終結の時をもって就任した社外取締役1名及び社外監査役1名、また、同時に退任した社内取締役1名、社外取締役1名及び社外監査役1名を含んでおります。

（3）各社外役員の主な活動状況

① 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会出席回数 （全14回開催）	監査役会出席回数 （全12回開催）
取締役　井　手　登喜子	14/14	-
取締役　火　浦　俊　彦	13/14	-
取締役　大信田　博　之	9/10	-
監査役　原　田　裕　司	14/14	12/12
監査役　今　村　　誠	14/14	12/12
監査役　中　野　竹　司	10/11	9/10

（注）大信田博之氏及び中野竹司氏は事業年度中に新たに役員に就任したため、取締役会・監査役会の開催回数が他の役員と異なっております。

② 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額及び子会社等からの役員の報酬等の総額

（単位：千円）

区分	支給人数	報酬等の額	子会社等からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	7名	51,750	－

③ 取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役 井手登喜子氏、火浦俊彦氏、及び大信田博之氏は、出席した取締役会においては、社外取締役として報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

・監査役 原田裕司氏、今村誠氏、及び中野竹司氏は、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定が適正かつ合理的なものであるか等の観点から、社外監査役として意見表明しております。

（4）責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と、責任限定契約を締結しております。契約の概要は以下のとおりであります。

（ⅰ）社外取締役との責任限定契約

・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

（ⅱ）監査役との責任限定契約

・監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

5 会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額：　60百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額：　60百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に係る監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」にこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人である有限責任監査法人トーマツから説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査期間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

（3）非監査報酬の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産	
現金及び現金同等物	14,811
売上債権	671
営業貸付金	66,098
預け金	149
未収入金	159
その他の金融資産	20,318
その他の資産	515
有形固定資産	1,025
のれん	24,464
無形資産	3,952
繰延税金資産	418
資産合計	**132,585**

科目	金額
負債	
預り金	10,378
リース負債	1,198
借入債務	59,166
引当金	157
未払法人所得税	1,694
その他の金融負債	31,167
その他の負債	2,186
負債合計	**105,950**
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	26,634
資本金	3,471
資本剰余金	9,590
自己株式	△1,685
利益剰余金	15,257
資本合計	**26,634**
負債及び資本合計	**132,585**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**26,202**
営業費用	
金融費用	△2,617
販売費及び一般管理費	△15,787
その他の費用	△46
営業費用合計	△18,451
その他の収益・費用	
その他の収益	19
その他の費用	△454
その他の収益・費用合計	△435
税引前利益	**7,315**
法人所得税費用	△2,343
当期利益	**4,972**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	4,972
当期利益	4,972

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2020年3月31日現在）

【資産の部】

科目	金額
流動資産	**69,660**
現金及び預金	14,623
売掛金	645
営業貸付金	33,019
貸付債権信託受益権	1,283
未収収益	11,685
預託金受益権	8,501
未収入金	160
1年内回収予定の長期貸付金	2
その他	576
貸倒引当金	△838
固定資産	**22,886**
有形固定資産	**509**
建物附属設備	54
器具備品	63
リース資産	390
無形固定資産	**20,746**
のれん	18,023
ソフトウエア	1,359
リース資産	290
その他	1,072
投資その他の資産	**1,630**
関係会社株式	138
長期貸付金	1
長期前払費用	1
差入保証金	598
繰延税金資産	841
その他	50
資産合計	**92,547**

【負債の部】　（単位：百万円）

科目	金額
流動負債	**55,839**
買掛金	53
短期借入金	37,500
1年内返済予定の長期借入金	3,500
リース債務	255
未払金	822
未払費用	897
未払法人税等	1,794
預り金	10,377
その他	638
固定負債	**17,876**
長期借入金	17,263
長期預り金	32
長期リース債務	423
資産除去債務	157
負債合計	**73,716**
【純資産の部】	
株主資本	**18,498**
資本金	**6,000**
資本剰余金	**6,927**
資本準備金	1,510
その他資本剰余金	5,416
利益剰余金	**7,257**
その他利益剰余金	7,257
繰越利益剰余金	7,257
自己株式	**△1,685**
新株予約権	**332**
純資産合計	**18,830**
負債及び純資産合計	**92,547**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		**25,794**
営業費用		
金融費用等	2,341	
販売費及び一般管理費	16,940	19,282
営業利益		**6,512**
営業外収益		
受取利息	0	
受取賃貸料	15	
物品売却益	10	
債権取立益	14	
その他	6	47
営業外費用		
支払利息	142	
支払報酬	2	
減価償却費	12	
自己株式取得費用	1	
その他	11	171
経常利益		**6,388**
税引前当期純利益		**6,388**
法人税、住民税及び事業税	2,470	
法人税等調整額	△25	2,444
当期純利益		**3,944**

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

アルヒ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂本　一朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　泰司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アルヒ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、アルヒ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

アルヒ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂本　一朗　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木　泰司　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アルヒ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月11日

アルヒ株式会社　監査役会

常勤社外監査役　原田　裕司　㊞

監査役　穴田　卓司　㊞

社外監査役　今村　誠　㊞

社外監査役　中野　竹司　㊞

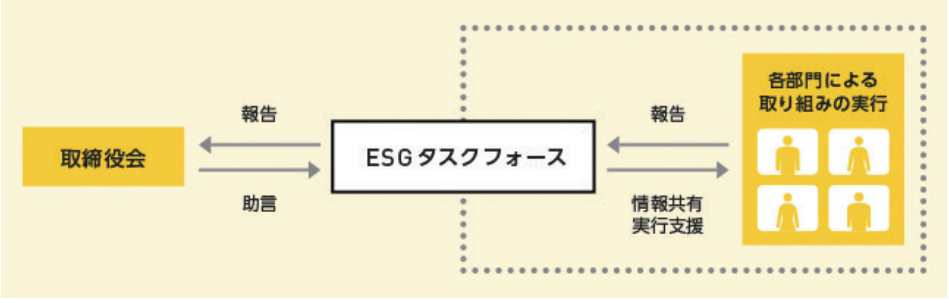
以　上

ARUHIのESG経営

サステナビリティ ESGタスクフォース

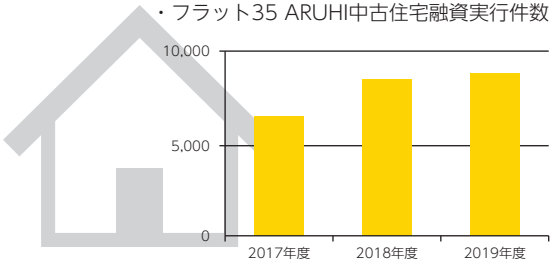
ARUHIは、お客さま・ビジネスパートナー・地域社会などのみなさまの期待・要請に応え、高い倫理観のもとに住まいと暮らしをサポートするさまざまな事業を開発・推進することで、社会的課題の解決と持続的な企業価値の向上を図っています。
サステナビリティ課題とその課題に対する取り組み目標は5つのプロセスを経て決定しています。また、サステナビリティに関する重要課題の設定、その解決のための推進を担う、CEOを中心としたESGタスクフォースを設置しています。





住宅ローン事業を通じて、循環型社会の構築に貢献します

ARUHIは、幅広いお客さまが安心して暮らすことができる住生活の実現のため、お客さまのニーズに合ったさまざまな住宅ローン商品を、多様なチャネルでご提供しています。
中でも、主力商品であるフラット35については、中古住宅取得にかかる融資実行件数を年々伸ばしており、良いものを受け継ぎ長く使う、循環型社会の構築に貢献しています。



環境への取り組み ～ARUHIのグリーンRMBS～

当社は、日本で初めてグリーンRMBS（※1）を発行し、省エネルギー性に関する一定の基準を満たす住宅を対象とした住宅ローン「ARUHI スーパーフラットS（※2）」のための資金調達を行っています。当社は、グリーンRMBSの発行により省エネルギー性に優れた住宅の普及をより促進することで、CO2排出量の削減に貢献しております。

※1 RMBSとは、Residential Mortgage-Backed Securitiesの略称です。住宅ローン債権を裏付け資産として発行される証券のことで、グリーンRMBSは、その中でも高い環境改善効果が期待される住宅を取得するための住宅ローンを裏付け資産として発行されるものを指します。

※2 ARUHI スーパーフラットSとは、「お客さまが民間金融機関が提供する住宅ローンを返済できなくなった場合に、住宅金融支援機構が民間金融機関に対し保険金の支払いを行う」という住宅融資保険（保証型用）のしくみ（【フラット３５（保証型）】）を用いたARUHI独自の商品であり、そのうち住宅金融支援機構が定める基準を満たす住宅について、当初一定期間の金利を引き下げる【フラット３５】Sの制度を利用した住宅ローンを指します。

社会・地域活性への取り組み
～「本当に住みやすい街大賞」～

ARUHIは、事業を通じ得られた膨大なデータを元に、あこがれやイメージではなく「実際にその地域で生活する」という視点から、住環境・交通利便・教育環境・コストパフォーマンス・発展性の5つの基準について、住宅や不動産の専門家が参画する選定委員会によって、公平な審査のもとに毎年「本当に住みやすい街」を選定し、ランキングを発表しています。主要な地域別にARUHIが公表しているこのランキングはTV、雑誌、インターネットなどの多くのメディアに取り上げられ話題となっており、選出された街の商店街の看板やWebサイトなどにランキングを利用していただくことで、街のPRを後押ししています。また、選定された街と連携し地域活性化に向けた取り組みを行うことで、街の持続的な発展に貢献しています。「本当に住みやすい街大賞」に選ばれた街が実際の町興しに活用され地域のイメージ向上を通じて街の活性化につなげた例があるなど、地域・社会貢献の一環としても用いられています。



「コンプライアンスファースト」、「カスタマーファースト」の経営を遂行します

ARUHIは、安心して暮らし続けるための商品・サービスをより多くのお客さまに正しくご利用いただくために「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げております。また、ARUHIは、お客さまの満足度向上を最も重要な経営課題の一つであると考えています。ARUHIの考える「お客さま」とは、メインビジネスである住宅ローンにおける資金需要者さまだけでなく、ビジネスパートナーのみなさま、地域社会のみなさま、従業員等を含むさまざまな方であると定義しています。顧客満足への全社的な取り組みを行うため、社長直下に、社内の全ての会議体・全ての部署に対してお客さま満足に関する提言を行うCSD（カスタマー・サティスファクション・ディレクター）を設置し、顧客満足度の向上に努めております。





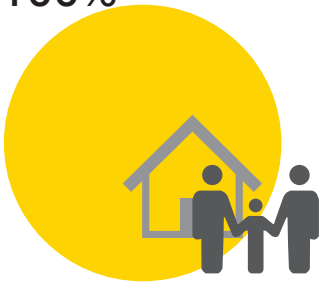
「働きやすさ」と「働きがい」を両立、誰もが働きたくなる会社をめざしています

ARUHIは、社員一人一人がそれぞれのワークスタイル・ライフスタイルに合わせてその能力を最大限発揮できる、多様性のある職場環境をめざしその一環としてリモートワーク体制の積極的推進を行っています。

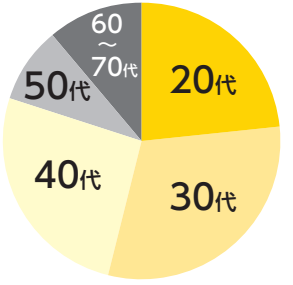
女性管理職比率
22%



ARUHI社員の産休・育休復帰率
100%



新卒からシニアまで
幅広い年代の社員が活躍中



※女性管理職比率については2020年3月期より組織長以上の管理職における女性比率としております。
※※いずれも2020年３月末時点

ARUHIは、持続的成長を支える経営管理体制を確立するため コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます

■コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

1）株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行います。
また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会及びその他の対話の機会を重視し積極的に対話を行います。
2）取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行います。
3）永続的な企業価値の向上のため、お客様・従業員・株主・取引先・債権者・地域社会等のさまざまなステークホルダーと協働し、相互の利益や価値を尊重します。
4）会社の経営成績及び財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し情報提供の充実による透明な経営を行います。

■人事報酬委員会の設置

役員の人事・報酬決定の透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を中心とした人事報酬委員会を設置しています。

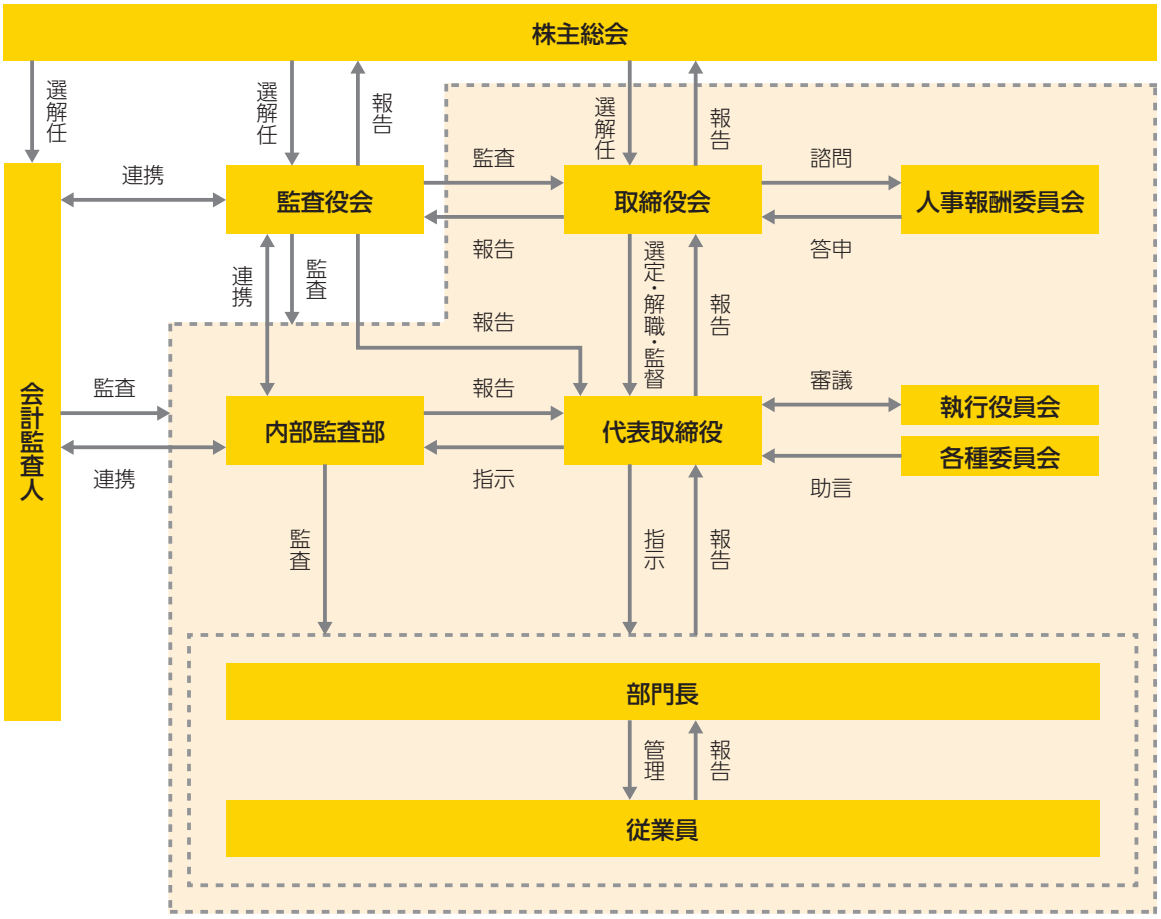
■取締役会の実効性向上

コーポレート・ガバナンスの要である取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として、以下のプロセスを通じた実効性評価を行っています。

評価計画	サーベイ	課題抽出	報告	アクションプラン実施
取締役会関連文書の分析や役員へのヒアリングを通じ、運営状況を把握	アンケートによる自己評価を中心に、役員の意見を取りまとめる	サーベイの結果を分析、他社事例や各種制度改正も参考に課題を抽出	評価の結果、課題を取締役会に報告 次年度以降のアクションプランを策定	アクションプランを実施し、よりよい取締役会運営とガバナンスの強化を図る

ガバナンス体制

ARUHIのガバナンス体制は以下のとおりです。
なお、取締役会の過半数が独立社外役員であり、監督機能を十分に発揮できる構成となっています。



メ　モ

現在、全世界的に新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大を封じ込めるための極めて重要な局面にあって、引き続き徹底した感染予防・感染拡大抑止が求められている社会状況に鑑み、本年の当社株主総会については、以下のとおりとさせていただきます。

・当社セミナールームにおいて当社役員のみで開催いたします。
・株主総会会場である当社セミナールームにはお入りいただけませんのでご来場されないようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、議決権行使書又はインターネット等にて事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）より最新の発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK
UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。